

# 専修学校における学校評価ガイドライン 概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」  
答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年5月～平成25年2月：

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

## 専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

### 〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

### 〈定義〉

- 自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価
- 学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価
- 第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

### 〈外部アンケート等の活用〉

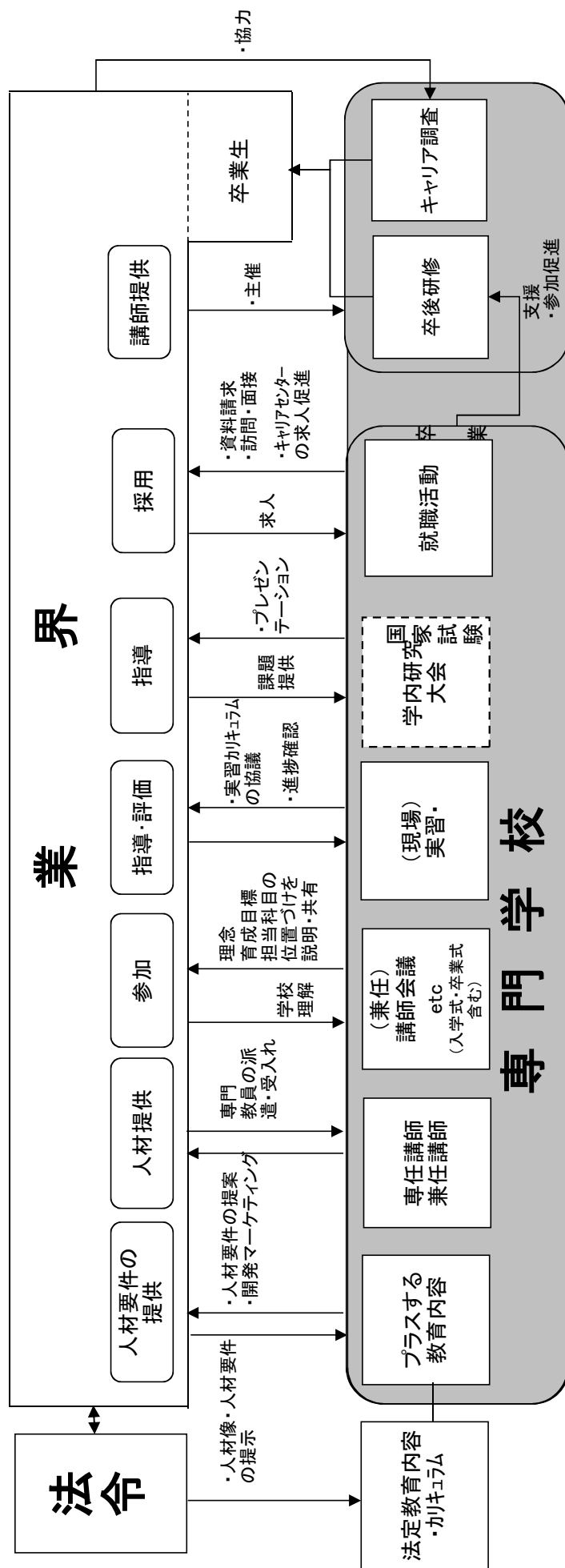
- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。
- ※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

### 〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像
  - ・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等
- 教育活動
  - ・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
  - ・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
  - ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等
- 生徒・学生支援
  - ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
  - ・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点（イメージ）

### 専門学校と業界との連携（国家試験型）

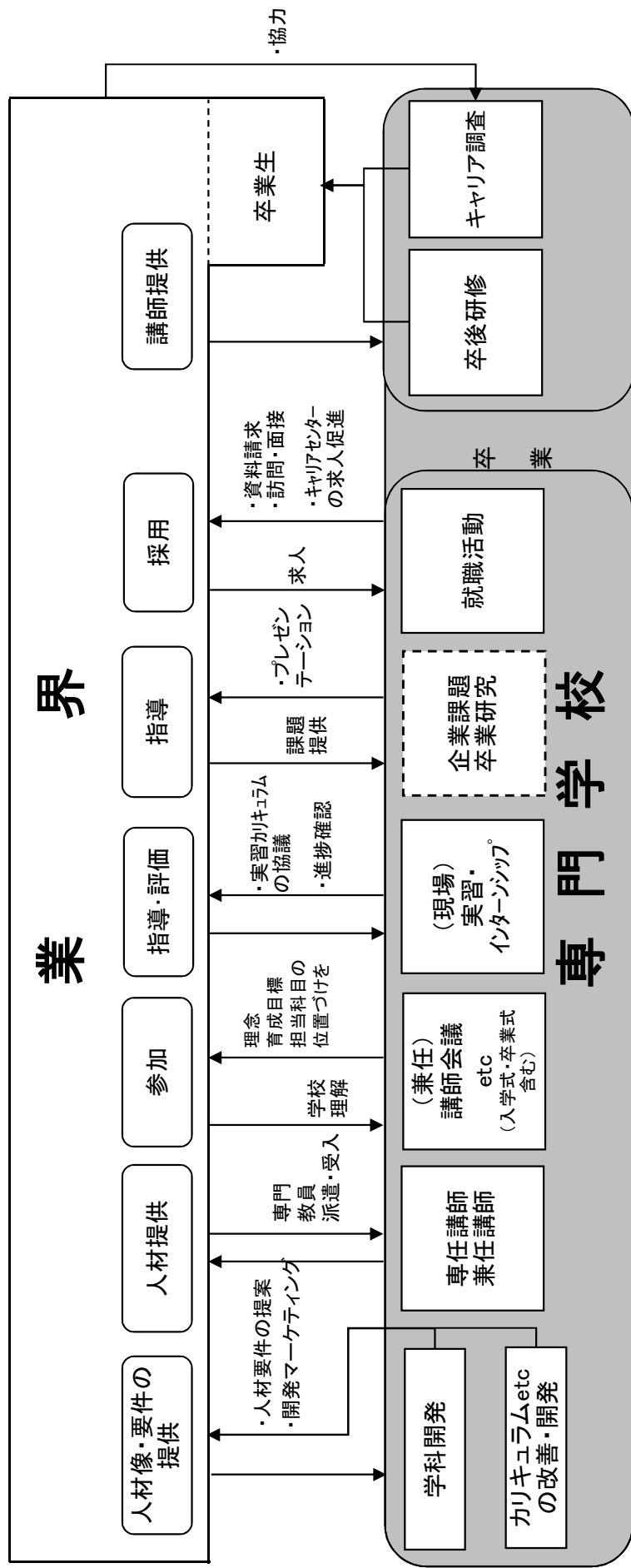


附属資料3

出典：専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月 文部科学省生涯学習政策局）

「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点(イメージ)

(国家試験型以外)  
**専門学校と業界との連携(一般型)**



# 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について

平成24年4月5日

生涯学習政策局長決定

## 1 趣旨

平成23年3月にまとめられた「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究会議報告」では、教育の質向上に向けた取組とともに、より自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進すること等の必要性が指摘されている。

また、平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取組の支援として、教職員の資質向上や、教育活動の評価への取組の促進等が指摘されるとともに、各学校種を通じた総合的な視野から高等教育における職業教育を充実させるための方策等について提言がなされた。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

## 2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校の質保証・向上に向けた以下のような課題への対応方策等について検討を行う。

- (1) 専修学校の自己評価、学校関係者評価等の改善・充実について
- (2) 教職員の資質向上等に関する取組の改善・充実について
- (3) 質保証等に係る専修学校設置基準の在り方
- (4) その他

## 3 実施方法

別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めるものとする。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者

※敬称略、五十音順

座長：◎ 副座長：○

- |       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 青山伸悦  | 日本商工会議所理事・事務局長                                |
| 小方直幸  | 東京大学大学院教育学研究科准教授                              |
| 川越宏樹  | 学校法人宮崎総合学院理事長                                 |
| ◎黒田壽二 | 金沢工業大学学園長・総長                                  |
| 小林光俊  | 学校法人敬心学園理事長、日本児童教育専門学校校長、全国専修<br>学校各種学校総連合会会長 |
| 小松郁夫  | 常葉大学教職大学院教授                                   |
| ○今野雅裕 | 政策研究大学院大学教授                                   |
| 清水信一  | 武蔵野東技能高等専修学校校長、全国高等専修学校協会会長                   |
| 関口正雄  | NPO 私立専門学校等評価研究機構理事、東京スポーツ・レクリエ<br>ーション専門学校長  |
| 寺田盛紀  | 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授                           |
| 中村 徹  | 学校法人中村学園理事長、公益社団法人静岡県職業教育振興会会<br>長            |
| 樋口美雄  | 慶應義塾大学商学部長・商学研究科委員長                           |
| 前田早苗  | 千葉大学普遍教育センター教授                                |
| 吉本 馨  | 大阪府府民文化部私学・大学課長                               |
| 吉本圭一  | 九州大学人間環境学研究院副研究院長・主幹教授・教育学部長                  |

[計 15 名]

## 【審議の経過】

### ○ 第7回 平成25年3月28日（木）【10時00分～12時00分】

- (1) 当面の検討課題(案)
- (2) 専修学校専門課程における職業実践的な教育に特化した枠組みに係る検討について(案) について審議
- (3) その他

### ○ 第8回 平成25年4月26日（金）【10時00分～12時00分】

- (1) 専修学校専門課程における職業実践的な教育に特化した枠組みに係る検討（論点メモ）について審議
- (2) 各国における高等職業教育機関の設置認可・認証評価の動向  
－韓・独・米の認可手続きと教員資格を中心に－について寺田委員から御発表
- (3) 専修学校専門課程を基礎として職業実践的な教育に特化した枠組みに向けて  
－職業実務卓越型の教員と教育組織－について吉本委員から御発表
- (4) その他

### ○ 第9回 平成25年5月27日（月）【10時00分～12時00分】

- (1) 専門学校における職業実践的な教育に特化した枠組みについて（骨子案）について審議
- (2) 「職業実践専門課程（仮称）」の文部科学大臣認定について（案）について審議
- (3) その他

### ○ 第10回 平成25年7月12日（金）【14時30分～16時30分】

- (1) 「職業実践専門課程（仮称）」の創設について  
～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～（報告）（案）について審議
- (2) その他

## 検討における主な意見

### 高等教育段階における職業教育

- 日本の高等教育は、戦前では学術と職業教育が分かれていたが、戦後、大学が統合され、職業教育が高等教育から外れたような格好で社会的な評価をされるようになった。  
高等教育が拡大してきた中で、今後は、高等教育における職業教育が適切に社会に評価される体制を構築していくことが必要。
- 大学、専門学校が養成施設として指定され、学校教育に関係なく国家資格が取得できる傾向が強くなっている。職業の資格枠組みと学校教育とのレベルの対比を整理し、国家資格と学校教育とが連動する仕組みづくりが必要。そのような仕組みがないと、職業教育の資格と学校教育との相互乗り入れはおきてこない。
- 専門学校の中で「職業実践専門課程」を認定することはよいが、今後、大学、短期大学、高等専門学校における職業教育の機能はどのように考えるかという議論をしていかないと、高等教育における職業教育の充実のための議論は専修学校専門課程の中の狭い範囲の議論となってしまう。  
質の高い中堅人材養成を目的とした高等教育における職業教育の充実を図るため、引き続き、学術的な教育と職業教育の対等な評価をどのように考えるかについて議論が必要ではないか。
- 諸外国の高等教育段階の職業教育に係る制度を見ると、多くの国では高等教育の単独法があり、高等教育法制の中に職業教育を位置づけている。我が国の場合は学校教育法に高等教育が位置づけられているが、職業教育をどのように位置づけていくのか。
- 学術に基づく教育と職業に基づく教育が相互に発展していくためにも、我が国の職業教育体系を是非確立すべき。
- 新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策が、我が国の教育の複線型の試行であることが分かるように表現すべき。

### 職業実践専門課程

- 意欲のある専門学校が、大変であっても努力をして職業実践専門課程の認定を受け、質の高い実践的な職業教育を行う学校群が形成されることを期待。職業実践専門課程の認定に向けた作業は学校全体の質向上に貢献し、全国の専門学校の一定の質の水準が担保されるという趣旨からも専門学校全体として大きな一歩を踏み出すことになる。
- 職業実践専門課程は、学校教育法上、職業又は実際生活、教養の向上を目的とした専門課程のうち、特に実践的かつ専門的な職業教育を行う専門課程に焦点を当て、業界団体、職能団体等とのかかわりの中で、大学等とは異なる固有のハードルを設け、産業界等との連携による実践的な職業教育が具体的にどのようなものか輪郭付けを行うことに意味がある。

- 産業界のニーズを教育内容及び方法等に適切にいかしていく仕組みが必要。今後の課題として、全国的な分野ごとの産学官コンソーシアムのような体制を形成し、そこで人材養成の質・量に関するニーズの集約を行う。さらに、コンソーシアムの下で地域ごとの産学官連携の組織から、学校に助言を行い、学校はそれらの助言を踏まえ主体的に教育活動等の改善に取り組むという新たな仕組みの検討が必要ではないか。
- 高等教育段階における「職業実践的な教育に特化した枠組み」を実現するためには、大学、短大、専門学校それぞれの学校種から検討を進めることも方法の一つ。専門学校に相当のレベルのところの一つの区切りをつくり、それらの振興を図ることで次の段階につながればよい。
- 「職業実践的な教育に特化した枠組み」の実現に向けた第1ステップとして、学術的な教育の機能と対峙する実践的な職業教育機能に着目し、専修学校専門課程の中から職業実践的な教育に特化した取組を行う好事例を「職業実践専門課程」として国が審査、認定する仕組みを試行してはどうか。
- 「職業実践専門課程」は、専門学校の質の保証や、国際通用性をどのように担保するのかということに答えていくための第一段階となることを期待。
- 日本の学校制度は入り口には非常に関心があるが、出口と接続の問題に非常に弱い部分がある。その点、専修学校は他の学校種以上に出口の職業のニーズを敏感に感じ取って柔軟に対応できるシステムをつくる必要がある。
- 積極的に新しいタイプの学校やカリキュラムを考えることを通して、新しい成長分野で、新しい能力を持った人材を育成し、その仕組みがきちんと保証されていけば、学校や教員が社会を引っ張っていける存在になると思う。
- 企業・業界団体等との連携による教育課程の編成、演習・実習等の実施、教員研修、学校関係者評価などの活動がバラバラで行われるのではなく、これらの一連の活動を通じ、実践的な職業教育の質保証・向上につながるものとなることが重要。
- 学校評価ガイドラインで示された連携の視点（「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」調査項目から抽出される専門学校と業界との連携の視点（イメージ））を参考に、産業界等との具体的な連携イメージを持てるのではないか。学校関係者評価委員会で、専門学校全体が何らかの視点で産業界等との連携に関する工夫を示すことが可能であり、それ自体が専門学校の水準を向上することになると考える。
- 分野別で、国家資格を取得するような学校は既に実習等が組み込まれている。一方で、実習等が実施されていないところがある。既に実習等が組み込まれているのであれば、少しハードルを上げる意味で分野を超えた対応があってもよいのではないか。



- 「職業実践専門課程」の基準として示されている演習・実習等の基準は、現時点では、ほとんどの学校が対応できていない。今回の基準は、学修成果の評価まで踏み込んだ演習・実習等の質を一層高めるための高いハードルとなるのではないか。
- 次の段階で教員資格、教員組織について検討する際には、審査において専門家グループによる評価を行うことを検討する必要があるのではないか。その際、分野特性を踏まえた中立的な代表者が入る形での専門委員会などを構成し、実務での経験等が評価できる機関などが必要ではないか。
- 職業実践専門課程の仕組みを通じて、実践的な職業教育を企業等の外に求めていくことは、政策的に労働市場における人材育成の機能を専門学校に求めていくということになる。このことは、これまで日本で最も欠けていた部分を補っていくというという視点であり、今回の仕組みは、そのような目的を十分反映しているものとして期待。

### 教育課程の編成

- 「職業実践専門課程」においてどのような人材を育成するのか。その人材が産業界のニーズとマッチするようにしなければいけない。マッチングを図るためには、教育内容・方法の改善・工夫などにおいて、業界の人が参画した外部的組織の中でつくり上げていくことが必要。
- 職業実践型の教育に特化した専門課程は、企業等に理解はされるだろうが、「職業実践専門課程」から輩出される人材像は、わかりやすいイメージをつくっていかないと、なかなか地域の理解を得られないのではないか。  
平成23年1月の中央教育審議会の答申で指摘されているように、成長戦略としての人材育成が急務であり、例えば、新成長産業において必要な人材育成を試行錯誤しながら対応していくものとする。
- 「職業実践専門課程」が地域の理解を得られるよう、例えば、教育課程の編成において、企業や業界団体等の視点に加え、地方公共団体がまとめた地域の産業構造を踏まえた産業振興のビジョンなどの視点も入れながら、授業科目を開発、改善していくというメッセージが必要ではないか。また、教員として企業OBが参画できる仕組みを構築していくとよい。
- 専門学校と産業界との連携による実践的かつ専門的な職業教育の質の保証・向上を目指し、学校の自主性を確保した上で、産業界と学校が教育課程の編成等について協議を行うような連携を強力に推進していくため、教育課程編成委員会に多くの企業や公的な業界団体に参画していただくことが必要。

## 実習・演習等

- 職業実践的な教育としてカリキュラムの内容・方法が重要になる。平成23年答申においては職業実践的な授業の割合（4～5割）が提案されているが、アメリカやドイツのように職業の実務を重視する国では、そもそも効果的な職業を行うための科目は「講義」と「実習」との連動型がほとんどであり、そのような授業において実習等の割合を求めている。我が国の職業実践的な授業とはどのようなものか、イメージをはっきりさせた方がよい。
- 専修学校は既に職業実践的であり、職業実践専門課程で設けるとすれば、専修学校を含めた日本の職業教育の課題として、企業実習、研修等を組織的に行うことが挙げられる。メカニズムとして日本の職業教育はこれらを欠いているので、これを導入することが職業教育のカリキュラム、就職、学生の職業観育成などの質が向上することとなる。
- ドイツ連邦の基準では、企業と学校の連携による校外実習において、企業のアウスビルダー（指導員）が毎日、毎月の実習計画に必要な項目を立て、企業の指導者が指導した内容をチェックしていく仕組みとなっている。実践的な職業教育において教育課程における専門性を適切に担保するため、例えば、校外実習でどのようなことを指導したかを確認するための指導シート等を作成するなど、実習・演習等における内容を具体的に書類上明確にすべき。
- 商業実務分野の簿記の専門学校の中では、在学しながら企業で3～4ヶ月実際に働く間、学校の担任と企業の上司とが評価をしながら実際に働いて給料も支給されるものもある。このような企業との連携による実習において、企業側が学生に要求することを把握すること、企業と学校の相互の評価を行うことも効果がある。
- 実習等は分野によって全く状況が異なる。商業、工業などの分野による違いも踏まえ、きめ細かな対策を考えた制度にしていきたい。

## 教員資格・教員組織

（教員資格関係）

- 職業教育の定義として、①職業のための教育（目的・目標）、②職業による教育（教育方法と教育組織）、③職業の教育（教育統制と主体としての職業）が適切に行われるかどうか。職業による教育の中で職業を通じて教育する教員をどのように捉えるか。
- 高等教育のマス化、ユニバーサル化が進み、様々な教育形態が重視される中で、職業世界とのレルバンスを強化したようなタイプの教員が配置されている。「職業実践専門課程」の教員は、職業実務卓越型の教員の一つのモデルになるのではないか。教員については、学術研究卓越性、職業実務卓越性、教育資質、マネジメント能力という4構造で考えるのが適切と考える。

- 職業教育に関する教員の職業の実務卓越性に関する諸外国の資格として、修士、博士というディグリープログラムではなく、英国の継続教育カレッジの高等職業教育教員の制度や、オーストラリアの技術継続教育機関（TAFE）の例が参考になる。例えば、クイーンズランド政府の「Become a TAFE teacher」というサーティフィケートを取得する教授法とアセスメントを学ぶプログラムなど、実質的に職業教育を行う教員の資質向上を求める仕組みとして職業教育のための履修証明プログラムが提供されているものがある。

一方で、韓国やフィンランドのように修士、博士などの教員資格を求める国もある。

さらに英国の Sector skills council により業界から評価される仕組みが構築されている。このような諸外国の状況を踏まえ、将来的な課題として、我が国における実務卓越性型の教員に求められる職業に関する専門性については、単に学歴の高度化ではなくドイツなどのように一定の職業実務経験を求めるとともに、授業等の指導力については履修証明プログラム型の短期養成プログラムを検討するなど、何らかの形で高等職業教育のための教員資格を設定することが可能ではないか。

#### （教員組織関係）

- 特定の個人が全ての機能を担うというよりも、多様な資質を持つ教員による教育組織の質の保証ということを考えていくべき。最先端の教育を担う実務家としての兼任教員の機能やその活用規模が大きい分野がある。例えば、デザイン、医療・保健などの分野では、兼任教員の機能やその活用規模が大きく、特に先端的な実務卓越性を求めるという場合、これらの教員組織を積極的に評価すべき。ただし、分野による差異もあるため、数値の一律基準を設けることはなじまないのではないか。

- 教員に求められる資質は、専修学校団体から①専門の能力、②授業力、③学生指導力、④カリキュラム作成能力が挙げられている。

それを評価するために、教員組織としては、本校では教務推進本部を設け、①研究授業、②授業参観、③学生アンケートなどを実施し、常時定期的に各学校を巡回しながら、授業全体の標準化を図っている。教員の評価は非常勤も同様に行う。このように日常的な評価が大事。

#### （教員資格・教員組織の課題）

- 教員資格、教員組織については、地域の特性、職業分野の特性によって大きく異なる。商業実務分野の専門学校では100%専任教員が、学生の卒業時まで教えている。一方で、医療関係は担任の専任教員がクラス運営を行い、専門の授業は病院等の医者などの多くの兼任教員が教える分野もあり、教員の質の担保については、いろいろな方法が考えられる。このため、非常に多様なものであるということ踏まえて評価していただきたい。

- 専門学校の教員としては、それぞれの職業の専門に関する知識、技術と教職の専門的な知識等が重要であり、産業界等との連携による分野ごとのコンソーシアムのような仕組みの中で、マネジメント能力だけでなくインストラクション・スキルを含めた指導力などを修得する教員の資質向上に係る取組を推進する必要があるのではないか。

## 教員研修

- 専門学校の場合、修士以上、かつ、5年以上の職務経験がある者は6%。全体として4割近くが学外での一定の職業経験を有している。また、教員の研修の機会、あるいは、上級資格や資格更新の制度など、教員の資質向上に係る制度的仕組みが全ての教員をカバーしているとはいえないことが課題としてある。
- 教員研修の在り方について、理論的知識や、最先端の専門的な知識、技術及び技能を修得する適切な研修制度もあるが、必ずしもうまくいっていない。学校経営などに関する研修機会も弱く、研修をどのようにしていくかが課題。
- いくつかの国で教員の指導力に関し、教員資格として履修証明プログラム型の短期養成プログラムを持っている。それを日本でやるのか、あるいは、大学のようにFD（ファカルティ・ディベロプメント）を義務づけるのか。教員の指導力については、分野ごとの固有のアプローチをとればよいと思う。教員になるための教員講習会を持っているものと、そうでない課程もあるので、教員の研修も一律のものを求めるのは難しいところ。
- 教員資格・教員組織は、次の段階で具体化するとしても、教員研修のポイントに、教員の指導力、組織としてのマネジメント力としての「教員の資質の向上」、「能力開発」という観点が必要。職業実践的な教育とは、急速に変化する経済社会のイノベーションに対応するもの。そのような観点から、教員の能力開発の必要性を指摘したものになっていると認識。
- 教員は、教育をする者として、常にマネジメントを含めた能力開発が必要であることについて指摘すべき。
- 教員研修機能として、（一般財団法人）職業教育・キャリア教育財団において、常に教員がキャリアアップできる研修、職業に共通するキャリア教育を含めた教員として必要な研修の仕組みについて検討することが必要。

## その他（国際通用性、他の高等教育機関等との接続、名称等）

- ここでの議論は非常に重要で、今後も発展していくとよいが、他の学校種との接続を考えたときに、どのような接続が大学との関係で考えられるのか。大学の役割・機能と、職業実践専門課程の役割・機能は何かということについて、明確にすることが必要。また、実践的な職業教育における国際的通用性とは何かということをしっかり考えておく必要がある。
- 日本の職業教育が低く見られている。国際的にはプロフェッショナルライン、アカデミックラインの方向がオーソライズされている。「職業実践専門課程」の取組の動きを通じて次の段階に発展できるようにしていくことが必要。また、国際社会にキャッチアップしていくことが必要。

- 「専門士」「高度専門士」の国際通用性を高めることが必要。「専門士」、「高度専門士」が国内しか通用しない現状に対し、実践的な職業教育の国際的通用性をどのように確立していくのか、次の段階で議論すべき。
- 英語名称については、UNESCO-ISCED (International Standard Classification of Education : 国際教育標準分類)が 2011 年に改定され、その後各国において統計に反映されていないが、ISCED6 を学士 ISCED 7 は修士、ISCED8 は博士、ISCED4 は Post-Secondary Non-Tertiary とされている。職業実践専門課程は、これまでの定義を踏まえると、ISCED5 の Short Cycle Tertiary Education という趣旨になるので、英語名称に Tertiary の用語を使っても良いではないか。また、ISCED2011 に「General」と、「Vocational」の定義が示されており、今後、Short Cycle Tertiary General Education か、Short Cycle Tertiary Vocational Education が、短大、高専、専門学校がどちらに位置づけられるか課題。
- ASEAN 諸国が職業教育においてグローバル連携を図っている中で、日本の職業教育は国際的にも評価を高く受けていることを踏まえ、アジアにおける職業教育の拠点となることを位置づけ、日本が実践的な職業教育について先導的に ASEAN 諸国をリードできるシステムを作り上げていく必要がある。
- EU、英国等の職業資格の枠組みや高等教育資格枠組み等の認証制度は学校の中だけの話ではなく、これらの評価が給与等の決定に影響を及ぼしていくような社会インフラとしての位置づけがなされている。個別企業が賃金の決定を行う傾向が強い我が国において、このような仕組みを構築し社会的な位置づけを行うための議論がなされてこなかったが、今後は、職業実践専門課程における職業教育の成果が社会でどのようにいかされ位置づけられていくかが重要。
- 専修学校は必ずしも社会的認知を十分に受けてないので、国民にきちんと認識されるように名称をしっかりと位置づけることが必要。
- 専門学校は、高校生等の進路として実績があるのに、高校の進路指導上、専門学校の情報が極めて少なく、認知度が低い。高校生等に分かりやすい形でアピールする仕組みが必要。
- 社会的認知を高めるためには情報公開が大事。社会的に信頼を得るため専門学校の財務情報(事業報告書、財務諸表等)等の情報は、学校教育法及び私立学校法において求められているように関係者である企業等へ提供すべき。